

山梨県地場産品情報発信業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

本事業は、SNS広告やインターネットメディア（以下、「SNS広告等」）を活用し、本県の特徴的な地場産品にかかる購買意欲を喚起して、販売につながるサイトへの送客を増加させることで、本県地場産品の販売・消費の促進を図ることを目的とする。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

山梨県地場産品情報発信業務

(2) 委託業務の内容

別紙「山梨県地場産品情報発信業務仕様書」のとおり

(3) 予算上限額

本業務に係る経費の想定額 金11,000,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額1,000,000円）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。また、この金額は委託業務に係る全ての経費を含む。

なお、広告運用に要する経費は実績に基づき支払うものとする。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和3年3月31日（水）を終期とする。

(5) 事務の流れ

ア 委託業務内容詳細の協議

契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、事業実施の方法や具体的な実施スケジュールなどについて両者で協議し、決定する。

イ ランディングページ・SNS広告等の作成、SNS広告等運用の実施

9月中を目途に一部の地場産品について広告運用を開始し、本県地場産品のPRに有効なターゲットに対し効果的な広告を配信する。広告の運用にあたっては、常に、対象となる地場産品にとって最も効率の良い媒体が何かを検証して露出の振り分け等を行うこと。

ウ 実施報告

地場産品のSNS広告等運用にかかるデータ解析結果を含め、運用実績を報告する

こと。

3 応募資格

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・ 本件業務の実施に支障がない体制が整えられること。
- ・ 本件業務の実施に支障がない経営状況にあること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定めるものに該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

※ 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合にあっては、応募を認めないことがある。

4 日程

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ・ 令和2年7月31日（金） | 募集開始 |
| 8月11日（火） 17:00 | 参加申込書提出期限
（参加資格を書面で審査する。） |
| | 質問受付期限 |
| 17日（月）（予定） | 参加資格審査結果の通知 |
| 21日（金） 17:00 | 企画提案書提出期限 |
| 28日（金）（予定） | 審査日（書面審査） |

5 企画提案に関する書類の提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館3階）

山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当

電話 055-223-8871

電子メールアドレス sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

※電子メールで連絡した場合は、メールを送付した旨電話にてご一報ください。

(2) 参加申込書類の提出と参加資格審査

ア 参加申込書類

本件企画提案募集への応募希望者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること（各1部）。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 財務諸表（直近2期分）
※ 損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、附属明細表
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和2年8月11日（火）17：00必着
- ・ 提出方法 郵送（持参も可）
※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とする。

ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行う（書面審査）。
- ・ 選定方法は、別紙「山梨県地場産品情報発信業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。
- ・ 審査の結果は、各参加申込者に連絡を行う。

(3) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付ける。

- ・ 受付期限 令和2年8月11日（火）17：00必着
- ・ 質問方法 電子メール
※ 電子メールの件名には「山梨県地場産品情報発信業務企画提案質問」と記すこと。
- ・ 回答方法 回答は、原則として、参加申込者全員に対して、電子メールにより回答する。
回答は令和2年8月17日（月）17：00までに行う。
- ・ その他電話や口頭での質問には対応しない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

(4) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、次の書類を提出すること（正本1部、副本6部）。

- ・ 企画提案書（様式4・様式4-1）
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）
※ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、制作費用と広告運営にかかる費用

は分けて見積もること。

- ・ 上記、企画提案書（様式4-1）、見積書、財務諸表の電子データを記録したCD-R等
- ・ 企画提案書へ記載事項は次のとおり。

項目	内容
企画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案する内容全体の考え方、コンセプト、スケジュール等について記載すること。 ・ 広告の対象となる地場産品（ワイン・日本酒・ジュエリー・織物・伝統工芸品（はんこ、雨畑硯、和紙）にかかる認知度向上・販売促進の考え方を記載すること。
ランディングページ・SNS広告等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制作物（表出させるランディングページ・SNS広告等）の全体像（種類・内容・数量等）を記載すること。 ・ 制作物のイメージを具体的かつ視覚的に示すこと。 例示として、「ワイン」について、「山梨ヌーボー」をテーマに、SNS等での広告の表出から、ランディングページ、販売サイトへの誘導（山梨県ワイン酒造組合ホームページ中「地理的表示「山梨」）までを視覚的に示すこと。 ※このイメージについては、画像の他、インターネット上の閲覧方式（URLを提出）も可能とする。
SNS広告等の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の運用の運用にあたっては、16万PV（プレビュー）以上を目標KPIとして記載すること。 ・ SNS、インターネットメディアへの表出方法について具体的に記載すること。 ・ 目標KPIに到達するための戦略的運用、データ解析の手法を具体的に示すこと。 ・ 制作と広告運用に係る費用は分けて見積もり、費用対効果を明確に示すこと。また、1集客あたりの単価見込を記載すること。 ・ 販売促進のための戦略を記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について実施すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

イ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和2年8月21日（金）17：00必着

- ・ 提出方法 郵送（持参も可）
※ 持参の場合の受付は、土日・祝日を除く 9：00 から 17：00 とする。

ウ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

6 選定方法等

- ・ 企画提案者の企画提案書を書面にて審査する。なお、審査委員からの求めにより、事務局から企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある（その回答はすべての審査委員に提供する）。
- ・ 選定方法は、別紙「山梨県地場産品情報発信業務に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。
- ・ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

7 選定結果の通知・公表

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。
- ・ その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。
※ ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額である。ただし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しない。

8 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- ・ 契約保証金は免除する。
- ・ 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除するものとする。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・ 提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
- ・ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の

権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

- ・ 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案に関する費用負担

- ・ 提案者が本企画提案に要した一切の費用については、すべて提案者自身の負担となる。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めることとする。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-8871

電子メールアドレス sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp